

健全化判断比率等について

1 財政の健全性を判断するための指標

(1) 健全化判断比率

ア 実質赤字比率

一般会計等の実質的赤字の程度を示す比率

$$\text{実質赤字比率 (\%)} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※標準財政規模＝市税収入額(目的税を除く)と国から交付される地方消費税交付金等に普通交付税と臨時財政対策債を加えた額で、一般財源の規模を示します。

イ 連結実質赤字比率

一般会計等及び公営事業会計全体の実質的赤字の程度を示す比率

$$\text{連結実質赤字比率 (\%)} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

ウ 実質公債費比率

一般会計等が負担する公債費及び公債費に準じた経費の程度を示す比率

$$\text{実質公債費比率 (\%)} = \frac{\text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - 算入公債費等}}{\text{標準財政規模 - 算入公債費等}}$$

(3ヵ年平均)

※準元利償還金＝特別会計等の公債費に対する繰出金、債務負担行為(土地・建物等に係るもの)の支出額等です。

※算入公債費等＝普通交付税の額の算定上、基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金の額で、実質的に市の負担にならない額です。

エ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の程度を示す比率

$$\text{将来負担比率 (\%)} = \frac{\text{将来負担額 - 充当可能財源等}}{\text{標準財政規模 - 算入公債費等}}$$

※将来負担額＝地方債現在高、債務負担行為(土地・建物等に係るもの)の支出予定額、特別会計等の公債費に対する繰出見込額、退職手当支給予定額及び設立法人(学校建設公社等)に対する負担見込額の合計です。

(2) 資金不足比率

公営企業会計を対象とした資金不足額の事業規模に対する比率

$$\text{資金不足比率 (\%)} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

※資金の不足額＝法適用の会計では、流動負債等が流動資産を超えた場合のその超えた額です。

法非適用の会計では、実質赤字の額です。

2 早期健全化基準と財政再生基準

(1) 早期健全化基準

健全化判断比率が国の定めた「早期健全化基準」以上になった場合は、自主的な改善努力による財政健全化を図るため、「財政健全化計画」の策定が義務付けられます。また、公営企業の資金不足比率が、国の定めた「経営健全化基準」以上になった場合は、公営企業ごとに「経営健全化計画」の策定が義務付けられます。

なお、いずれも、計画策定に当たっては、①外部監査の義務づけ、②議会の議決、③公表及び県への報告が必要となります。また、毎年度、④実施状況の議会報告、公表、県への報告などを行うこととされています。

(2) 財政再生基準

健全化判断比率のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のいずれかが国の定めた「財政再生基準」以上になった場合は、自主的な財政健全化は困難とみなされ、国等の関与による確実な財政再生を図るために「財政再生計画」の策定が義務付けられます。

この計画の内容や策定に必要な手続きは上記(1)とほぼ同様ですが、一定の国の関与や地方債の起債制限等の措置が講じられます。

3 小田原市の平成24年度決算に基づく健全化判断比率等

(1) 健全化判断比率

健全化判断比率のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率は、赤字が生じないため算定されず、また、実質公債費比率と将来負担比率は、いずれも早期健全化基準を下回りました。

(単位：%)

比率区分	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.56	20
連結実質赤字比率	—	16.56	30
実質公債費比率	9.1	25	35
将来負担比率	37.2	350	

ア 実質赤字比率

一般会計等の実質収支額は黒字であることから、実質赤字比率は算定されません。

《一般会計等の実質収支額》

(単位：千円)

会計区分	実質収支額
一般会計	3,508,732
公共用地先行取得事業特別会計	0
宿泊等施設事業特別会計	160,537
一般会計等の実質収支額	3,669,269

イ 連結実質赤字比率

一般会計等及び特別会計・企業会計の連結実質収支額が黒字であることから、連結実質赤字比率は算定されません。

《連結実質収支額》

(単位：千円)

会計区分	実質収支額
一般会計等の実質収支額	3,669,269

特別会計の実質収支額	301,032
競輪事業特別会計	188,009
国民健康保険事業特別会計	57,007
国民健康保険診療施設事業特別会計	4,064
介護保険事業特別会計	5,679
後期高齢者医療事業特別会計	46,273
公営企業会計の資金不足額・剰余額	4,678,248
水道事業会計	2,736,278
病院事業会計	1,690,181
小田原城天守閣事業特別会計	46,015
下水道事業特別会計	198,464
公設地方卸売市場事業特別会計	7,310
全会計の連結実質収支額	8,648,549

ウ 実質公債費比率

実質公債費比率は9.1%で、平成23年度決算に基づく比率（平成21年度から平成23年度の3カ年平均値）10.2から1.1ポイント減少しています。これは、地方債の元利償還金・準元利償還金が年々減少していることなどによるものです。

《実質公債費比率の算定の内訳》

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
地方債の元利償還金・準元利償還金の合計 (ア)	7,803,142	7,392,905	7,053,569
地方債の元利償還金	4,400,493	4,235,894	4,015,803
準元利償還金	3,402,649	3,157,011	3,037,766
基準財政需要額に算入された公債費・準公債費 (イ)	4,530,308	4,476,929	4,424,875
標準財政規模 (ウ)	36,340,865	36,451,638	36,531,216
単年度数値 (エ) = (ア-イ) / (ウ-イ)	① 10.2%	② 9.1%	③ 8.1%
3カ年平均値 (オ) = (エの①+②+③) / 3	9.1%		

エ 将来負担比率

将来負担比率は 37.2%で、平成 23 年度決算に基づく比率 51.4%から 14.2 ポイント減少しています。これは地方債残高の減少や債務負担行為に基づく支出予定額の減少のほか、充当可能財源とされる基金残高が増加したことなどによるものです。

《将来負担比率の算定の内訳》

(単位：千円)

区 分	金 額
将来負担額の合計 …(ア)	96,052,139
一般会計等に係る地方債の現在高	47,577,668
債務負担行為に基づく支出予定額	12,074,353
公営企業債等に充当される一般会計からの繰入見込額	25,503,695
退職手当支給予定額に係る一般会計等の負担見込額	10,896,423
将来負担額に対する充当可能財源等の合計 …(イ)	84,080,446
地方債の償還等に充当可能な基金残高の合計額	8,818,304
地方債の償還等に充当可能な特定の収入	19,465,341
地方債の償還等経費として基準財政需要額に算入される見込額	55,796,801
標準財政規模 …(ウ)	36,531,216
地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額 …(エ)	4,424,875
将来負担比率 (ア－イ) / (ウ－エ)	37.2%

(2) 公営企業の資金不足比率

公営企業の資金不足比率も、資金不足を生じた公営企業はないので、算定されません。

(単位：%)

会 計 の 名 称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20
病院事業会計	—	
小田原城天守閣事業特別会計	—	
下水道事業特別会計	—	
公設地方卸売市場事業特別会計	—	

《各公営企業の資金剰余額》

(単位：千円)

会計区分	資金剰余額
水道事業会計	2,736,278
病院事業会計	1,690,181
小田原城天守閣事業特別会計	46,015
下水道事業特別会計	198,464
公設地方卸売市場事業特別会計	7,310

<参考> 健全化判断比率等の対象範囲

一般会計等	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	一般会計等に属する特別会計	公共用地先行取得事業				
		宿泊等施設事業				
旧足柄消防組合承継分						
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち 公営企業に係る特別会計 以外の特別会計					
	競輪事業					
	国民健康保険事業					
	国民健康保険診療施設事業					
	介護保険事業					
後期高齢者医療事業						
公営企業会計	公営企業に係る会計	法適用	水道事業	(資金不足比率 (会計ごとに算定))		
		病院事業				
		法非適用	小田原城天守閣事業			
			下水道事業			
			公設地方卸売市場事業			
一部事務組合等	小田原市外二ヶ市町組合					
	箱根町外二ヶ市組合					
	南足柄市外五ヶ市町組合					
	南足柄市外二ヶ市町組合					
	南足柄市外四ヶ市町組合					
	神奈川県後期高齢者医療広域連合					
地方公社・第三セクター等	小田原市土地開発公社					
	小田原市学校建設公社					